

新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザ等対策について

新型インフルエンザとは

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的。

1. 特措法上の新型インフルエンザ等対策の体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

2. 特措法上の「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 対策本部の設置（政府・都道府県） ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 - 基本的対処方針の決定 等	国内発生初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置） 等	国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 等	基本的対処方針の変更 対策の見直し 等
サーベイランス ・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 - 国際的な連携による情報収集 - 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 等	- 新型インフルエンザ等患者の全数把握 - 患者の臨床情報把握 等	- 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 - 集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） 等	- 各国の対応に係る情報収集 - 引続き学校等における集団発生状況の把握 等
情報提供 ・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 等	- 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 - コールセンター等の充実・強化 等	同左	- 情報提供のあり方の見直し - コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止・ 予防	- 水際対策の開始 - ワクチンの確保 - 特定接種の準備・開始 等	- 住民接種の準備・開始 - 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 等	- 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 等	第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 等
医療	- 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 等	- 専用外来における医療提供の継続 - 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 - 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 - 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 等	- ファクシミリによる処方せん送付 - 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 - 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等
国民生活及び国民 経済の安定の確保	- 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 - 職場における感染対策の準備 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 等	★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

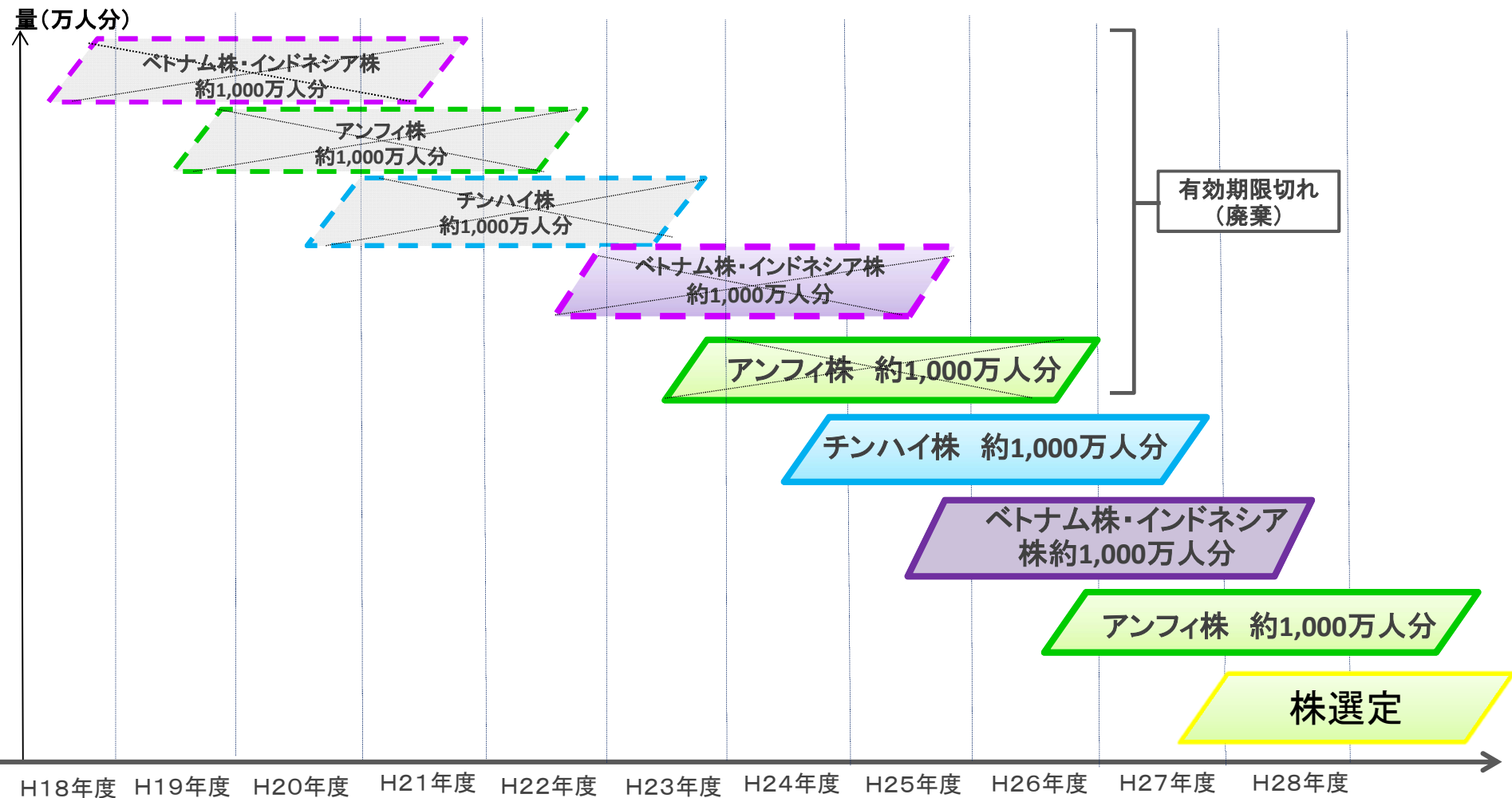
: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

5. 予防接種に関するガイドライン

新型インフルエンザが発生した際には、国は、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかに特定接種や住民接種を実施。

- ワクチンの研究開発を促進する。細胞培養法によるワクチンの生産体制を整備する。
- プレパンデミックワクチンの備蓄を行う。発生時においてパンデミックワクチンの確保のため、国立感染症研究所はワクチン製造株を作成し、厚生労働省は、製造販売業者に生産の要請を行う。
- 未発生期より国は、都道府県、市町村、卸売販売業者等と連携し、ワクチンの供給体制を整備する。
- 特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府対策本部長が必要があると認めた時にガイドラインに定める業務に従事する者に特定接種を実施する。
未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。
- 住民接種について、特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

H5N1 プレパンデミックワクチンの備蓄状況



7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、国、都道府県、医療機関、医薬品卸売販売業者等による適切な備蓄・流通・投与を促す。

【備蓄】

- 国民の45%に相当する量を目標として国と都道府県で均等に備蓄する

【流通】

発生前

- 都道府県は発生時における安定供給体制の整備を図る
- 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する

発生後

- 都道府県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する
- 国は、全国の子患者発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて国の備蓄分を放出する

【投与】

治療方針

- 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。

予防投与の対象者

- 新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対しては、海外発生期及び地域発生早期には予防投与の対象とする
- 患者の同居者（地域感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定）
 - 濃厚接触者
 - 医療従事者等・水際対策関係者
 - 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民（有効性が期待される場合）

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標の経緯

平成17年度

新型インフルエンザ対策として備蓄開始
 目標量: 2,500万人分(国民の23%に相当する量)
 薬 剤: タミフル

	タミフル	リレンザ	合計
国	1,050万人分	—	1,050万人分
都道府県	1,050万人分	—	1,050万人分
流 通	400万人分	—	400万人分
合 計	2,500万人分	—	2,500万人分

平成20年度

備蓄目標の引き上げ(23→45%)、備蓄薬にリレンザを追加
 目標量: 5,861万人分(国民の45%に相当する量)
 薬 剤: タミフル、リレンザ

	タミフル	リレンザ	合計
国	2,680万人分	268万人分	2,948万人分
都道府県	2,380万人分	133万人分	2,513万人分
流 通	400万人分	0万人分	400万人分
合 計	5,460万人分	401万人分	5,861万人分

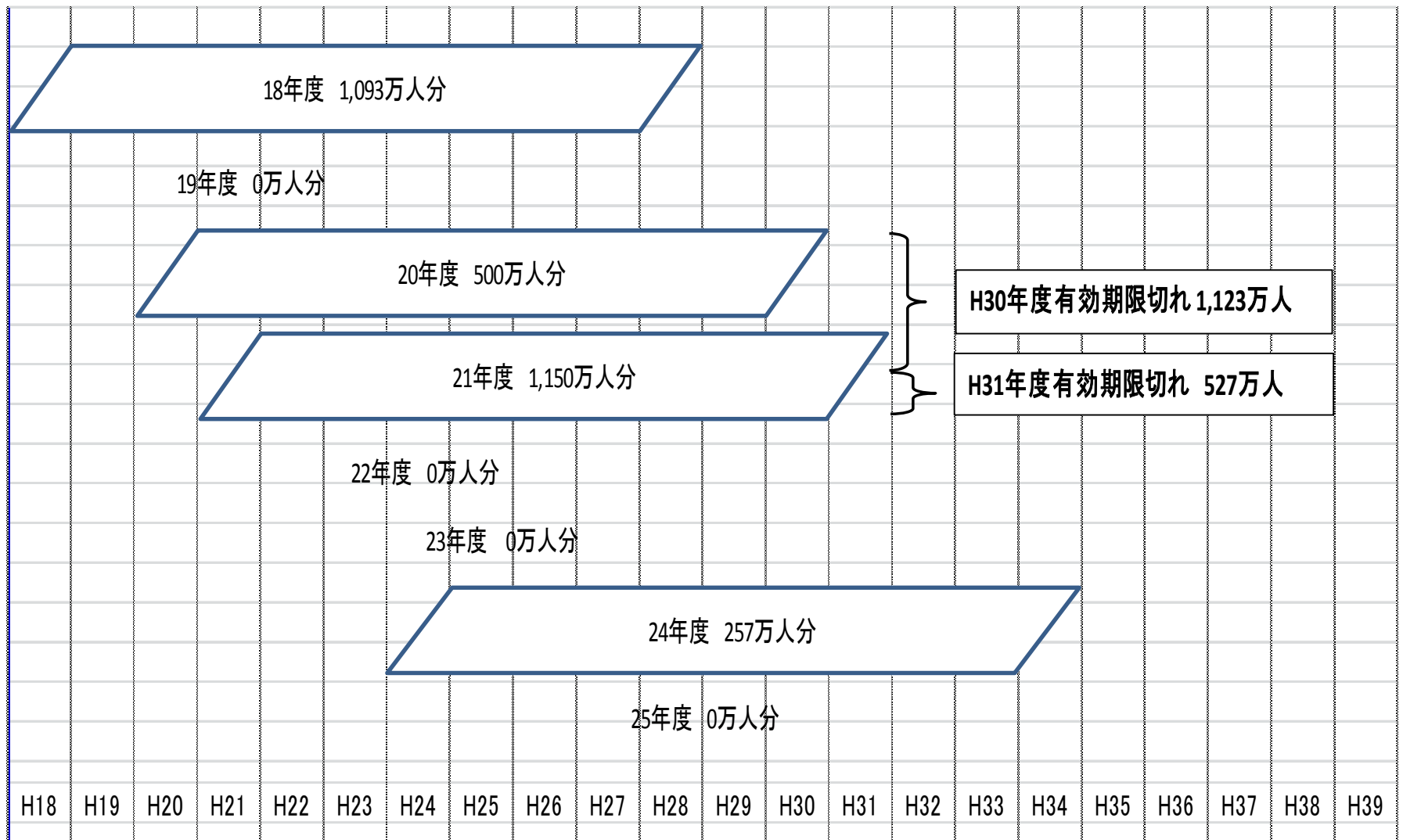
平成24年度

備蓄薬のリレンザの割合を2割に引き上げ
 目標量: 5,700万人分(国民の45%に相当する量)
 薬 剤: タミフル、リレンザ

	タミフル	リレンザ	合計
国	2,120万人分	530万人分	2,650万人分
都道府県	2,120万人分	530万人分	2,650万人分
流 通	320万人分	80万人分	400万人分
合 計	4,560万人分	1,140万人分	5,700万人分

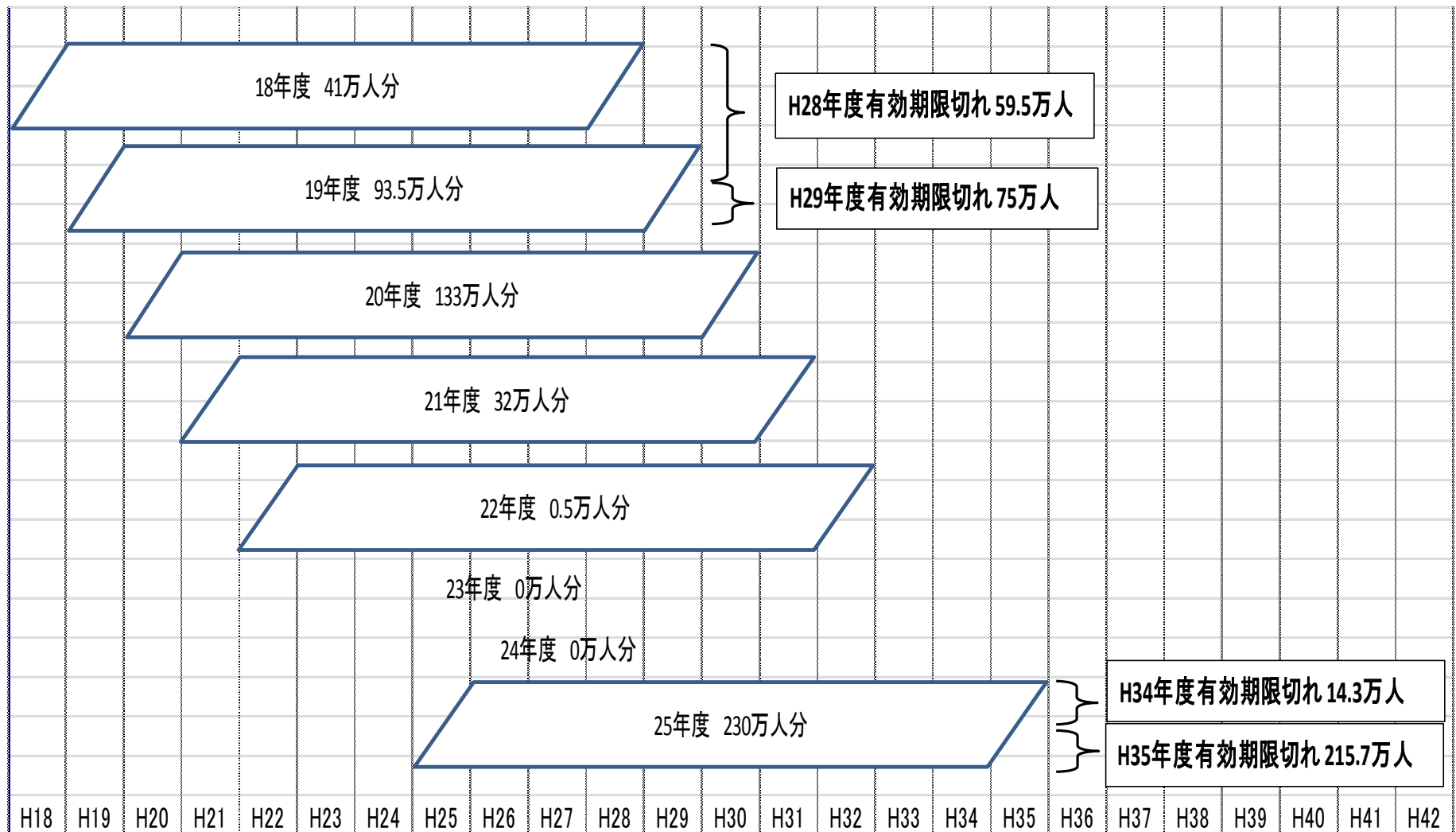
抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄

タミフル3,000万人分備蓄状況



抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ）の備蓄

リレンザ530万人分備蓄状況



今後の方針について

今後の方針(案)①

厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会（仮称）の設置について（案）

1. 背 景

今般、新型インフルエンザ対策における抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチンの備蓄方針等を検討するに当たって、特定の製造業者や製品について、企業の営業上の秘密に関する議論が必要となることから、委員に対して守秘義務などの規定を適用するため、法令に根拠のある会議を設置する必要がある。

※抗インフルエンザウイルス薬及びプレパンデミックワクチンの備蓄については、一部、使用期限切れとなることから、これまでの知見等を踏まえ、今後の備蓄方針を検討する必要がある。

2. 内 容

厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会感染症部会の下に、新たに「新型インフルエンザ対策に関する小委員会」（仮称）を設置する。

体 制（案）

会 議 名：厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会（仮称）

会議の位置付け：法令に根拠のある審議会

任 命 権 者：厚生労働大臣

委員の位置付け：国家公務員（非常勤）

今後の方針(案)②

「新型インフルエンザ対策に関する小委員会(仮称)」の設置について

委員の構成(案)

- 疫学
 - ウイルス学
 - ワクチン
 - 臨床医(医療体制)
 - リスクコミュニケーション
 - 地方自治体関係者
- 等

組織の構成

厚生科学審議会

- ・国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条
- ・厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)第8条第2項
- ・厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)
- ・厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)

感染症部会

- ・厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)第6条
- ・厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)第2条
- ・厚生科学審議会感染症部会運営細則(平成25年4月24日感染症部会長決定)

新型インフルエンザ対策に関する小委員会(仮称)

【新設】

- ・厚生科学審議会感染症部会運営細則(平成25年4月24日感染症部会長決定)第1条

公衆衛生対策作業班(仮称)

【新設】

※サーベイランス、広報、リスクコミュニケーションを含む。

ワクチン作業班(仮称)

【新設】

医療体制作業班(仮称)

【新設】

※医薬品を含む。

検討のスケジュールについて

○平成27年4月2日小委員会及び作業班の設置

○平成27年夏まで

- 小委員会及び作業班を数回開催し、小委員会案を取りまとめ、感染症部会に報告
- 部会で小委員会案を検討・了承

○次年度以降の施策への反映